

○行政改革推進債の要望に係る行革効果について

行政改革推進債とは、自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことが見込まれる額の範囲において、充当残部分に対して充当できるものです。

令和2年度の行政改革推進債の要望にあたって試算した行革効果は以下のとおりです。

歳出削減

項目	単年度歳出削減額 A（単位：百万円）	Aの積算根拠
大型ごみ収集運搬委託化	17.2	①委託前 29,457千円 ②委託後 12,262千円 ①－②＝ 17,195千円
北城陽中学校水泳指導委託化	4.0	①委託前 5,486千円 ②委託後 1,502千円 ①－②＝ 3,984千円
地域ふれあいセンターの廃止	4.6	①廃止前 4,627千円 ②廃止後 0千円 ①－②＝ 4,627千円
合計	25.8	

歳入確保

項目	単年度歳入増加額 B（単位：百万円）	Bの積算根拠
公共施設使用料改定	10.9	①料金見直し前 17,983千円 ②料金見直し後 28,840千円 ②－①＝ 10,857千円
合計	10.9	

※令和2年3月時点の数値をもとに積算しています。

令和2年度効果額（A+B）：36.7百万円